

## 愛知県文化芸術活動応援金交付要綱

### (趣旨・目的)

第1条 文化芸術は、人々に夢と喜びと感動を与えるものであることはもとより、人間の自由な発想とその表現により、一人一人のかけがえのない個性の実現に資するものである。また、子どもから高齢者まで、あらゆる人々に社会参加の機会を与え、人と人をつなぎ、地域社会の形成に不可欠なものとなっている。このような文化芸術が有している力に鑑み、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う活動の自粛等により、特に大きな影響を受けている文化芸術活動に関係する者（「愛知県文化芸術振興条例（平成30年愛知県条例第2号）」（以下「条例」という。）第7条から第10条までに列挙された分野に関係する事業を営む者をいう。以下「文化芸術活動関係者」という。）に対して、文化芸術活動の継続を図るための糧としていただくため、条例第20条の規定に基づき、予算の範囲内において、愛知県文化芸術活動応援金（以下「応援金」という。）を交付することとし、愛知県補助金等交付規則（昭和55年愛知県規則第8号）に定めるもののほか、必要な事項をこの要綱に定めるものとする。

### (交付の対象となる者)

第2条 応援金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 国の「持続化給付金」が給付された者であること。
- (2) 申請時点から起算して過去1年以上、法人の場合は愛知県内に事業所があること、個人事業者の場合は愛知県内に住所地又は事業所があること。
- (3) 申請時点から起算して過去1年以上、愛知県内において活動する文化芸術活動関係者であり、今後も愛知県内で活動を継続する意思があること。

### (交付金額)

第3条 応援金の交付金額は、1交付対象者当たり、法人の場合は20万円、個人事業者の場合は10万円とする。ただし、応援金の交付は同一の申請者に対して一度に限るものとする。

### (交付申請)

第4条 応援金の申請期間は、愛知県知事（以下「知事」という。）が別に定める期間までとする。

2 応援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、県が定める方法により、愛知県文化芸術活動応援金交付申請システムを通じて、次に掲げる書類等のデータを添付して、知事へ申請するものとする。当該方法を用いることが困難な申請者は、愛知県文化芸術活動応援金交付申請書を担当局より入手の上、次に掲げる書類等を添付して、郵送により知事に提出するものとする。

- (1) 応援金交付申請書（根拠資料を含む）（様式第1号）
- (2) 申請者の文化芸術に関する活動がわかる資料
- (3) 誓約書（様式第2号）
- (4) 持続化給付金の給付通知書（写）

(5) その他知事が必要と認める書類

(交付決定及び通知)

第5条 知事は、前条の申請を受理したときは、速やかに、その内容を審査し、その適否を決定し、申請者に通知するものとする。

2 前項の規定により応援金の交付を決定したときは、愛知県文化芸術活動応援金交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

3 第1項の規定により応援金の不交付を決定したときは、愛知県文化芸術活動応援金不交付決定通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

(交付)

第6条 知事は、前条の規定により応援金の交付を決定した場合、申請者に対し応援金を交付する。

(交付決定の取消し又は応援金の返還)

第7条 知事は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、応援金の交付決定を取り消すことができる。

(1) 第4条第2項の規定により提出した誓約書の内容に違反したと認められるとき。

(2) 国の持続化給付金の給付後に、当該給付金の返還に係る通知を受けたとき。

(3) 前各号に掲げるもののほか、知事が応援金を交付することが不適切であると認めたとき。

2 知事は、前項の規定により、応援金の交付決定を取り消した場合において、既に応援金が交付されているときは、当該交付を受けた者に対し、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(指示等)

第8条 知事は、申請者及び応援金の交付を受けた者に対し、応援金の申請及び交付に関して必要な指示をし、報告を求め、又は検査することができる。

(受給権の譲渡、担保の禁止)

第9条 応援金の交付を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(細則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和2年5月27日から施行する。